

生活関連施設整備項目調書（公共交通機関の施設）

施設の名称	
施設の所在地	

1 移動円滑化経路	適合状況	摘要
イ 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路に移動円滑化経路を乗降場ごとに1以上設置		
ロ 移動円滑化経路の床面に高低差がある場合の傾斜路又はエレベーターの設置		
傾斜路を設置する場合の傾斜路の構造	(1)幅 内のり140cm以上、ただし、段を併設する場合は90cm以上	
	(2)勾配 1/12（高低差16cm以下の場合1/8）を超えない	
	(3)踊場 高低差が75cmを超える場合は75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場設置	
	(4)手すり 手すりの設置	
	(5)転落防止 両側に転落防止の措置	
	(6)床面 滑りにくい仕上げ	
	(7)傾斜路の識別 傾斜路は踊場及び廊下等と識別しやすいもの	
	(8)視覚障害者誘導用ブロックの敷設 傾斜路の上下端に近接する廊下等の部分 踊場部分	
エレベーターを設置する場合	ホに定める構造のエレベーター	
ハ 移動円滑化経路と公共用通路の出入口の構造	(1)幅 内のり90cm以上	
	(2)戸の構造 自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	
	(3)段の禁止 車いす使用者の通過の支障となる段を設けない	
ニ 移動円滑化経路を構成する通路の構造	(1)床面 滑りにくい仕上げ	
	(2)幅 内のり140cm以上（車いすが転回できる場所を設置する場合は120cm以上）	
	(3)戸の構造 幅は内のり90cm以上 自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	
	(4)段の禁止 車いす使用者の通過の支障となる段を設けない	
	(5)視覚障害者への配慮 視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導装置の設置	
ホ 移動円滑化経路を構成するエレベーターの構造	(1)幅は内のり140cm以上、奥行きは内のり135cm以上	
	(2)停止予定階、現在位置を表示する装置	
	(3)音声によりかごの到着する階、戸の開閉を知らせる装置	
	(4)車いす使用者の乗降の際、かご、昇降路の出入口を確認するための鏡	
	(5)手すりの設置	
	(6)内のり80cm以上	
	(7)かご外からかご内が視認できる構造	
	(8)開閉時間を延長する機能がある	
	(9)車いす使用者が利用しやすい位置に設置	
	(10)視覚障害者が円滑に操作できる構造（(9)の制御装置を除く）	
	(11)幅及び奥行きは150cm以上	
	(12)昇降方向を知らせる音声案内装置の設置	

2 階段			適合状況	摘要
第1号の表3に定める構造	イ 手すり	両側に手すりの設置		
	ロ 回り段禁止	主たる階段には回り段を設けない		
	ハ 踏面	滑りにくい仕上げ		
	ニ 段の識別	段を識別しやすく、つまずきにくい構造		
	ホ 視覚障害者への配慮	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する廊下 踊場部分	
イ 点字標示	手すり端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字のはり付け			
ロ 転落防止	階段の両側に転落防止の措置			
3 案内設備			適合状況	摘要
イ 情報設備	車両等の運行情報を文字で表示する設備及び音声による情報提供設備の設置			
ロ 標示	昇降機、便所、乗車券販売所がある旨を見やすい方法で表示			
ハ 昇降機等の位置の表示	公共用通路に直接通ずる出入口付近に昇降機等の位置を表示した案内板等その他設備の設置（容易に視認できる場合は除く）			
ニ 視覚障害者への配慮	公共用通路に直接通ずる出入口付近に施設の構造、昇降機等の位置を点字で表示した案内板等の設置			
4 便所			適合状況	摘要
イ 不特定かつ多数の者の利用に供する1以上の便所の構造	(1)車いす使用者が利用できる便所の設置	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房の設置（用途面積2,000㎡未満の場合で、空間を確保するのが困難な場合は、車いす使用者が利用可能な便房とすることができる）		
	(2)出入口の幅	内のり80cm以上		
	(3)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		
	(4)段の禁止	床に段を設けない。		
	(5)床面	滑りにくい仕上げ		
	(6)標示	便所及び便房の出入口付近に車いす使用者以外も利用できる旨を表示		
ロ 一般用便所	腰掛便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女の区分がある場合はそれぞれ1以上）設置			
ハ 男子用小便器のある便所	床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設置			
ニ 乳幼児いす等	幼児を座らせることができる設備を設置した便房を1以上設置			
ホ 経路	移動円滑化経路と便所との間の経路には、1に定める移動円滑化経路の二に定める構造の通路を1以上設置			
5 乗車券販売所等			適合状況	摘要
イ 経路	移動円滑化経路と乗車券販売所等との間の経路には、1に定める移動円滑化経路の二に定める構造の通路を1以上設置			
ロ 出入口を設ける場合の構造	(1)幅	内のり80cm以上		
	(2)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過できる構造		
	(3)段の禁止	車いす使用者の通過の支障となる段を設けない		
6 休憩設備			適合状況	摘要
高齢者、障害者等の休憩できる設備を1以上設置				
7 改札口			適合状況	摘要
改札口を設ける場合の1以上の改札口の構造	イ 幅	内のり80cm以上		
	ロ 段の禁止	車いす使用者の通過の支障となる段差を設けない		
	ハ 床面	滑りにくい仕上げ		
	ニ 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	移動円滑化経路を構成する通路に連続して敷設する		
8 鉄道駅のプラットフォーム、パスタターミナルの乗降場及び旅客船ターミナルの乗降用設備			適合状況	摘要
イ 床面	滑りにくい仕上げ			
ロ 転落防止	視覚障害者誘導用ブロック、さくその他視覚障害者の転落等を防止するための設備の設置			

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目 番 号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

- 備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。
- ・整備基準に適合している場合 ……………
 - ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合…………
 - ・整備基準に適合していない場合 …………… ×
 - ・整備基準が該当しない場合 …………… /
- 2 印の欄には、記載しないでください。
- 3 「適合状況」の欄に、又は×を記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。